

浄化槽をお使いのみなさまへ

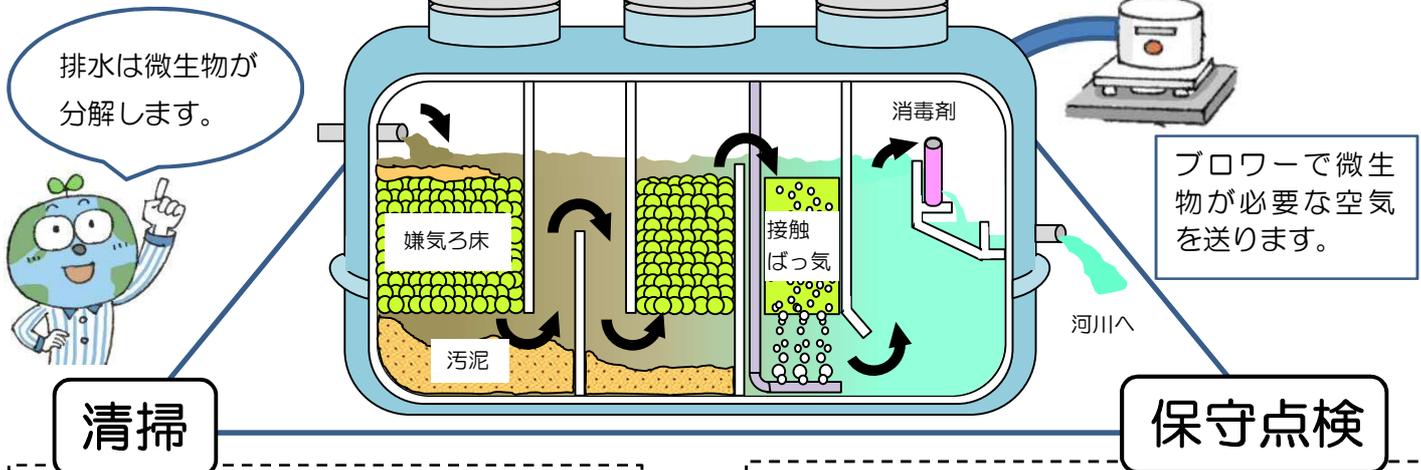
～川口市から3つのお願い～

① 浄化槽の適正な維持管理

清掃・保守点検の実施、法定検査の受検が法律（浄化槽法）で義務付けられています。

法定検査

浄化槽が正常に機能しているかなど総合的な検査を行います。
この検査は2種類あり、浄化槽の使用開始後3カ月を過ぎた日から5カ月の間に行う水質検査（7条検査）、年1回行う定期水質検査（11条検査）の受検が義務付けられています。
（一社）埼玉県環境検査研究協会（※1）に依頼してください。



清掃

浄化槽内に溜まった汚泥などを引抜き、洗浄を行います。
年1回以上の実施が義務付けられています。
市が許可する清掃業者（※2）に委託してください。

保守点検

消毒剤の補充、浄化槽本体の調整などを行います。
規模により定められた回数の実施が義務付けられています。
市に登録のある保守点検業者（※2）に委託してください。

※1 一般社団法人 埼玉県環境検査研究協会は、埼玉県が指定した法定検査の実施機関です。

法定検査には下記費用がかかります。

連絡先 さいたま市北区土呂町1-50-4
電話番号 048-778-8700

処理対象人数	10人槽以下	11~20人槽	21~50人槽	51~300人槽	301~500人槽	501人槽以上
設置後等の水質検査（7条検査）	13,000円	14,000円	16,000円	21,000円	23,000円	40,000円
定期水質検査（11条検査）	5,000円	7,000円	10,000円	13,000円	15,000円	32,000円

※2 清掃業者、保守点検業者は下記に記載されています。

川口市ホームページ (URL <https://www.city.kawaguchi.lg.jp/>)

組織から探す > 環境部 > 環境保全課 > 浄化槽の維持管理

> 浄化槽の維持管理（清掃・保守点検・法定検査）

(URL <https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01100/030/2/26805.html>)



② 浄化槽の適正な使用

浄化槽の機能を妨げるものは、流入させないようにしましょう。

・微生物の活動に影響があるものの例

塩酸などを含む製品

大量の漂白剤や洗剤

殺虫剤

酒類

油脂類

ペットの糞



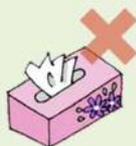
・配管を詰まらせるものの例

ティッシュ

紙おむつ

ウェットティッシュ

衛生用品



ブロワーの電源は抜かないでください。

ブロワーは微生物が必要な空気を送ります。モーター音がしない場合は、故障の可能性があります。



マンホールの上に物を置かないでください。

清掃や保守点検、法定検査の妨げになる場合があります。不具合の発見の遅れにもつながります。



故障の疑いがある場合は、ご契約されている保守点検業者にご連絡ください。

③ 各種手続き

以下の場合、手続きが必要になることがあります。

例	ご提出いただく書類
引越したとき	浄化槽使用開始報告書 浄化槽管理者変更報告書 浄化槽使用廃止届出書
建物の所有者が変わったとき	浄化槽管理者変更報告書
浄化槽から下水道に接続したとき	浄化槽使用廃止届出書
浄化槽の使用を休止または再開したとき	浄化槽使用（休止・再開）届出書

詳しくは、下記の川口市ホームページをご覧ください。市担当課へご連絡ください。

組織から探す > 環境部 > 環境保全課 > 浄化槽の維持管理
> 浄化槽の設置・使用開始・廃止などの手続

(URL <https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01100/030/2/26804.html>)



川口市環境部環境保全課 水質係

川口市朝日 4-21-33

朝日環境センターリサイクルプラザ棟 4階

電話番号 048-228-5389

令和2年2月版